

平成21年6月4日(木)より取扱い開始!

【フラット35】がさらにご利用しやすくなりました

建設費・購入価額の**100%**以内の
ご利用が可能になりました

(これまでは建設費・購入価額の90%以内)

※お借入額の上限は8,000万円までとなります。
※審査の結果によっては、ローンご利用のご希望に添えない場合がございます。

さらに

ご融資の対象となる諸費用の
範囲を拡大しました

<新たにご融資の対象となる諸費用>

- ①建築確認・中間検査・完了検査申請費用(新築の場合のみ)
- ②請負(売買)契約書貼付の印紙代(お客さまご負担分)
- ③住宅性能評価検査費用(新築の場合のみ)
- ④適合証明検査費用

※①～④の費用については、請負契約書又は売買契約書に含まれている場合には、これまでもご融資の対象にしておりました。
今般、請負契約書又は売買契約書に含まれていない場合も、請求書や領収書等により確認できればご融資の対象となります。

※無理のない返済計画のために機構ホームページの「資金計画シミュレーション」を是非ご活用ください。
(<http://www.simulation.jhf.go.jp/type/simulation/sikinkeikaku/openPage.do>)
※ご融資のご相談についてお客様コールセンターにおいても行っております。

(上記のほか、次のような注意事項がございます。【フラット35】の詳細は、「フラット35サイト(www.flat35.com)」にてご確認ください。)

●取扱金融機関の審査または住宅金融支援機構の審査の結果によっては、ローンご利用のご希望に添えない場合がありますのでご了承ください●お借り入れに当たっては、融資手数料が必要で、お客さまのご負担となります。融資手数料は取扱金融機関によって異なります。●お借入金利は資金のお受け取り時の利率が適用されます。●最長35年の返済が可能です。ただし、お客様の年齢、借換えの対象となる住宅ローンの経過期間によりお借入期間が短くなる場合があります。●住宅金融支援機構の定める技術基準に適合していることについて、検査機関または適合証明技術者による物件検査を受けていただきます。併せて、新築住宅では、建築基準法に基づく検査済証が交付されていることを確認しています。物件検査に当たっては、物件検査手数料が必要で、お客さまのご負担となります。物件検査手数料は、検査機関または適合証明技術者によって異なります。なお、適合証明技術者は中古住宅(【フラット35】Sの物件検査は【フラット35】S(中古タイプ)に限り)のみのお取り扱いとなります。●お借り入れの対象となる住宅及びその敷地に、住宅金融支援機構(【フラット35(保証型)】の場合は取扱金融機関)を抵当権とする第1順位の抵当権を設定していただきます。抵当権の設定費用(登録免許税、司法書士報酬等)はお客さまのご負担となります。●原則としてお借り入れの対象となる住宅に火災保険を付けていただきます。火災保険料はお客さまのご負担となります。●万一の場合に備え、団体信用生命保険に是非ご加入ください。ご加入に当たっては条件があり、特約料はお客さまのご負担となります(【フラット35(保証型)】では、取扱金融機関によっては特約料を当該金融機関が負担する場合があります。)。住宅ローンのお借り換えの場合は現在ご加入の団体信用生命保険は終了するため、団体信用生命保険にご加入を希望する場合は、再度、加入のための審査が必要となります。●【フラット35】Sについては、取り扱っていない金融機関がありますのでご注意ください。

対象となる住宅の建設費・購入価額とはどのようなものがありますか？

建設される住宅の請負契約書に記載された請負金額（消費税を含みます。）や購入される住宅の売買契約書に記載された売買金額（消費税を含みます。）が、ご融資の対象となります。

○次の費用（いずれも消費税を含みます。）については、請負契約書や売買契約書に含まれていない場合であっても、請求書や領収書等により当該費用を確認できる場合は、ご融資の対象となります。

① 設計費用 （新築の場合のみ）	
② 敷地の測量、整地のための費用 （新築の場合のみ）	
③ 敷地内の既存家屋等の取り壊し、除却の費用 （新築の場合のみ）	
④ 住宅への据え付け工事を伴う家具を購入するための費用 （新築の場合のみ）	
⑤ 水道負担金 （お支払い済みの場合は2年以内のものに限ります。）	
⑥ 新築住宅を購入する際の内装変更、設備設置のための工事費用 （購入の場合のみ）	
⑦ 建築確認・中間検査・完了検査申請費用 （新築の場合のみ）	【追加】
⑧ 請負（売買）契約書貼付の印紙代 （お客さまご負担分）	【追加】
⑨ 住宅性能評価検査費用 （新築の場合のみ）	【追加】
⑩ 適合証明検査費用	【追加】

※⑦～⑩の費用については、請負契約書又は売買契約書に含まれている場合には、これまでもご融資の対象にしておりました。
今般、請負契約書又は売買契約書に含まれていない場合も、請求書や領収書等により確認できればご融資の対象となります。

○カーテン、エアコン、照明器具等の費用で、建設される住宅の請負契約書や購入される住宅の売買契約書に含まれるものはご融資の対象となります。

○外構工事の費用は、その費用を要したことを証する請負契約書の提示があった場合はご融資の対象となります。